

五
年
度
分
額
支
付
正
義
還
付
申
請
書
中
國
人
ノ
手
續
印
押
シ
テ
還
付
セ
ン
訂
約
ハ
是
建
德
上
ノ
落
附
出
ク
ル
契
約
ナ
リ
而
シ
ア
其
示
談
ハ
恩
授
告
代
人
ニ
於
ア
不
勝
ナ
リ
ト
レ
履
行
セ
ル
而
已
ナ
ラ
ス
右
約
定
書
中
ニ
幾
テ
山
手
木
四
斗
ナ
出
ス
ト
アル
ハ
シ
ア
字
盤
抗
六
町
三
反
三
畝
十
步
ノ
地
入
會
ト
ナ
リ
刈
草
ノ
利
益
半
減
ト
ナ
リ
シ
タ
以
ア
熟
識
上
ヨ
リ
半
額
サ
契
約
セ
ン
モ
ノ
ニ
ア
締
入
會
ノ
地
ニ
關
係
ナ
キ
モ
ノ
ナ
リ
又
金
貳
拾
圓
ナ
出
ス
ハ
兩
村
ヨ
リ
各
其
半
額
サ
出
ス
ヘ
キ
合
額
ニ
シ
ア
上
告
村
ノ
ミ
出
金
ス
ル
ノ
契
約
ニ
非
ノ
是
則
兩
村
ノ
豫
備
金
ナ
リ
右
ハ
上
告
第
五
號
証
訂
約
ノ
明
文
ニ
因
テ
知
ル
ヘ
シ
然
ル
ニ
上
告
代
人
ノ
内
前
田
俊
藏
病
氣
引
籠
中
明
治
十
四
年
五
月
十
二
日
森
下
平
七
一
名
出
頭
對
審
中
既
ニ
有
之
候
ニ
ト
認
定
候

第六號ノ如ク口供ヲ敵セラレタルニ其月十六日其謬リテ
陳謝シ右口供ノ取消ヲ請願シ許可ヲ得テ上告第七號証ノ
通上申書ナ呈ノマレニ由ハラズ既報判所ハ再ニ之ヲ引用

道上傳書を呈上する。折へて大慶御用ハ再び之テ引用シ(然レニ該株山ノ内六町三反三畝十歩ノ塙所ハ從來ノ入會地コシナ、毎年山手木八ヨク差入レ來リシ舊例モアリ

ナレ、自今以後、毎年右山手半額即ナ東四半ニ
成績ノ美
高等科ハ
此度限り金二十圓ヲ添ヘ差入ルヘキニ付云々ト裁判セ
ラレバ其取消ノヲ忘却セラレバカ法律ニ違犯セル不

法ノ敷判ナリ 第二 入會ノ事タル示談整頓所謂公敵
等ニ區別 因リテ定リ本郡各村入ルセ入ル、モ山手米ノ取引ナク當
時ノ論達ノ如ク有餘テ以テ不足ナ補ヒ曰併利益ナ平均ス

ルノ義教ナルヲ以テ保分ナル村ハ不尼ノ村落ヲ賄ケ不便
遠隔ノ地ハ迭ニ之ヲ交換セシモノナリ若夫本訴ヲ以テ入
會ヲ拒絶スルノ意ニ非スシテ山手米ヲ請求スルモノナラ
ケ平均點

以上ノ者
ハ始審ニ於テ其請求ヲ爲スヘキニ概頭微尾之ニ及ハズ且
控訴状ニ於テモ唯リ入會ヲ拒ムニミ故ニ控訴ノ裏領ハ官
吏ノ壓制ニ就リタルモノトレ入會ノヲチ拒絶セシト訴へ
超過スル

或ハ入會所用方ノ許可ナ得テハ入會ヲ謝絕ノハ争ニ及ハス等ノ論點ニテ一盲山手術ノコナ云ハス明治十四年五月十二日ノ對審ニテ裁判官ノ說ニ就テ被上告村ハ意

貴狀ヲ授
、片ハ其
學業格別
外ニ不當ノ米ヲ得ルヲ曉得トシ卒然脱リ變シ山手米ヲ求
ルニ至ルモ最初入會ノ契約成リ其局ヲ爲シタル時ハ一般
山手米等ノ取り違リナキニ定メ然シテ後示談整タルヤ他

キ者ニハ
表ヌルヲ
ノ各村ニ於ケルモ亦異狀アルトナン是必竟本郡一般ノ申
合ニテ整ヒタル入會ノ契約ナレハ其實際ト其地ノ慣習ト
テ考究シテ其入會ノ整ヒタル起因如何ナ審判セラルヘキ

ハ當然ナルニ原裁判所ハ〔被告（即上告者）第一二號証ノ如ク縱令入會ノ示談相整ヒタルニヤヨ是單ニ入會迄ノニシナ未タ別段ノ約定即チ舊來ノ山手米八斗ヲ納ムル義

務ナ放釋セシヤ否又新タニ四十四町餘ノ入會ヲ許スモ山
手米ヲ要セサルヤ否ノ事柄ヲ差定メサルニ依リ云々」ト
裁判セラヒタルハ偏頗無証ノ推測ニナ道理上ヨリ見ルモ

法律上ヨリ見ルモ不當、裁判ト附ハスルヲ得サルナリ
(以下次號)

朝鮮交際ノ多事ニ成スルノ政略如何
本年三月一日ヨリ時事新報ヲ發行シテ以來我輩ノ主義ハ
崎啓造

總督三郎
高橋之助
全ク獨立ニシテ敢テ言ニ附カズ又民ニ偏セザルノ旨ハ讀
者モ既ニ之ヲ知ル所ナラン三五年前ヨリ官民ノ針脚次第

一告馳ノ殊ニ去年十月頃ヨリ一入其形跡ヲ現ハシテ物
論日ニ繩ナフタルナ故シ我東ヘ唯其面相ノ述ヲ求メテ書

ハ一回の之を失ヒテナク其コレア涼マア熱心ノ延シヤベ
御見テ娘ノニ御見得ヘ此ノ御見得御見得ノ事ニ他ラクシ

時事新報

卷之三

アリ誠ニ心苦シタシテ實業ニハ誠ニ頗ヘシキ「ナレニモ
テ考レバ是亦人間世ニ處スルノ義務ニシテ徒ニ世論ヲ恐
レ又官寵ニ基給狼狽シテハ遠ニ我ガ所思チ遠ルヘモ叶ハ
ズ去迎ハ今日我國ノ爲ニ官民不調和ノ不利タルヲ心ニ知
リナガラ又眼ニ見ナガフ默々ニ附スルモノナレバ心ニ於
テ甚ク慊カラズ事ロ拙劣ヲ顧ミスシテ滿腹ノ所思ヲ吐露
スルコソ本意ナレト覺悟シテ今月今日マテモ獨立ノ主義
ナ確立ナ只管調和ノ論ニ忙ハシクシタル「ナレに明盲相
半スルハ古今免カル可ラサルノ世態ニシテ未タ世人ナシ
テ大ニ悟ル所アラシムルノ場合ニ至ラザルハ我輩ノ深ク
愧ル所ナリ

然ルニ今回朝鮮國ノ變アリ故ノ頑冥ナル士民が字内ノ形
勢ノ如何テ知ラズ守舊退歩ヲ以テ報國盡忠ト誤・遂ニ暴
舉シテ我ガ在韓ノ公使館ヲ襲撃シ我ガ日章旗ヲ汚シタル
其罪ハ決シテ許ス可キモノニ非ザルヲ以テ一時日韓ノ交
際ハ將ニ破裂セントシテ未ダ破レズ其危キ「累卵モ啻ナ
ラサリシガ幸ニシテ平穩ノ談判ヲ以テ其局ヲ結ヒタルハ
我輩ノ滿足之ニ過ルコナシ然レニヨハ唯日韓交際ノ一段
落ニシテ八月三十日穀物浦ノ締約ハ僅ニ過去ノ局ヲ收メ
テ大ニ後來ノ場面ヲ開キ日本國民ニ負ハシムルニ政治上
ニモ商業上ニモ昔日ニ十倍スルノ重任ヲ以テシタルモノ
ナルガ故ニ若シ因循姑息一日ノ安ナ偷ムヲ以テ今ノ世ニ
處スルヲ得策ナリトスルノ人士ヲノ評セシメナバ天下コ
レヨリ多事ナラントテ大ニ之ヲ憂苦スル「ナル可シ人士
ノ云フ如ク是ヨリシテ天下多事ナル可キハ疑モアラズト
レハ文明富強望ム可ラズ天下ノ多事ハ多々益之ヲ辨ズ可
キノミ天下多事ノ第一若ハ自今支那朝鮮ノ交際我外交上
ノ第一緊要事ト爲リ當局ノ外務大藏陸海軍省ノ如キハ直
接ニ其衝ニ當テ大ニ從來ノ政策ノ充分ナラサル「ヲ感シ
之ヲ要用ス可ラサル場合モアル可ク其困難想見ル可シ果
シテ然ラバ我輩又困難ニ際シテ爰ニ我内國ノ官民ニ告ル
所ノモノナカル可ラズ

モ正シク同説ニシテ符節ヲ合スルガ如クナラン然リト雖
ニ人生如何セシ鬼神ニ非サレハ各其守ル所ノ主義ニ熱心

セサルヲ得ズ之ニ熟シテ其熟度或ハ中ヲ失フナキナ期ス
可ラズ或ハ其熟度ハ無限ニ高キア要スルモ心事此ノ一方

ハ偏シテ此ノ一方ニ専用ニ經過スルノ事ナマニ相ズ可フ
ズ方今此種事象ノ起モ見シベ天皇御御ソ事ニ通セヤンモ

卷之三

當局者が一決断

レニ出ルヤナ見ント欲スルモノナリ

○内閣出席 票に記し奉りし如く本月より、海上火金兩曜日内閣へ随御在らせらるゝ御時刻は午前十時と御内次

○御祭典 来る十八日ハ去明治六年又薨去遊バされ候
今上第一の皇子准嗣系多事の十年也と嘗らて弟ムニ才ト
に相成りし哉に承る

今上天皇の御年賀の儀に於て御祭典執行在らせり。石川區豊島ヶ岡の御陵墓に於て御祭典執行在らせり。

○伏見宮 遷日東京を出立せられたる伏見宮御子・吉

る三日無事南京へ着せられ金剛寺と以て當分旅館をだり
らる、宿大體へ通報のうしゆし。

卷之三